

湖北地域消防本部における障害者活躍推進計画

令和8年4月1日

湖北地域消防本部 消防長 川瀬 章

1. 主旨

湖北地域消防本部における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、湖北地域消防本部消防長が策定する障害者活躍推進計画である。

2. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

なお、計画期間内においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3. 周知・公表

策定又は改定を行った際は、ホームページ等に掲載して適切な方法で公表する。

4. 湖北地域消防本部における障害者雇用に関する課題

湖北地域消防組合は、平成18年4月に4消防本部が統合し発足した一部事務組合である。現在の職員数は、職員定数218名に定年延長制度に伴う定数条例の附則に規定する採用を加え、滋賀県等への出向者分を定数外として採用し、一般職員221名、再任用職員5名及び会計年度任用職員3名の合計229名により、1本部4消防署4出張所の8拠点で消防業務を運営している。

現在、在職する職員の内訳は、消防吏員225名、事務職員4名であり、職員の内ほとんどは消防吏員となっている。しかしながら、現在の8拠点の消防力を維持運営するうえにおいて、消防吏員は災害対応を行う上での最低人員で確保しているが、休暇や教育等により不足が生じている状況である。

このため、平成18年の統合以来、退職者の補充分としての職員採用は、受験資格にいくつかの身体基準を設けた消防吏員に限定しており、障害者に限定した募集・採用は行っていない。

過去には、在職中に疾病・事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が在籍していた時期もあり個別に対応してきたが、現在は、

令和元年7月に竣工した新消防本部庁舎にて、障害者に配慮し勤務できる環境が整備されている。また今後、職員の高齢化に伴い、中途障害者として障害を抱える職員が発生する可能性も視野に、消防本部庁舎以外の庁舎においても施設整備を行うため、令和2年度から開始している消防力適正配置に向けた消防施設整備事業により、令和11年度には1本部4消防署3出張所の7拠点体制となり、どの拠点においてもバリアフリー施設となり誰もが働ける職場環境となる。

5. 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障害者雇用促進法第38条第1項の規定により障害者雇用率制度の除外職員であるように、消防吏員については、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、受験資格の身体基準を見直すことにより、障害者の応募を念頭においた職員募集を行うこととする。

なお、会計年度任用職員については、募集条件に身体基準を設けないこととする。

(2) 定着に関する目標

今後、職員が中途障害者となった場合に不本意な離職に至らないよう、配置場所や担当業務についての配慮等を行う。

6. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員は、障害者雇用促進法第79条に定める障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。))が今後5人以上となったときには、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課に障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内LANを利用すること等により周知する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障害者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来の業

務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。